

**緊 急**

平成 23 年 3 月 14 日

お客さま 各位

十勝信用組合

### 東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について

今回の東北地方太平洋沖地震により被害を受けられた被災者の皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

当組合は、本地震により影響を受けられた取引先等に対し、状況に応じて災害関係の融資に関する措置、預金の払戻し、及び中途解約に関する措置、手形交換、休日営業等に関する措置等を下記のとおり講じて参ります。

#### 記

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積み金等の期限前払戻しに応ずること。  
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとすること。
- (5) 災害時における手形の不渡り処分について配慮すること。
- (6) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (7) 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。
- (8) 休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。  
また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

以上